平成２６年（フ）第３８４号
福岡県遠賀郡岡垣町東山田１丁目１番14―605号　サンシャインビル、開始決定時の住所福岡県遠賀郡遠賀町大字鬼津3400番地の10
破産者　鬼塚板金店こと　鬼塚　　久
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３８５号
福岡県遠賀郡岡垣町東山田１丁目１番14―605号　サンシャインビル、開始決定時の住所福岡県遠賀郡遠賀町大字鬼津3400番地の10
破産者　鬼塚　早苗
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６７３号
北九州市若松区東二島３丁目13番45号
破産者　中土井和彦
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第９０号
北九州市八幡西区屋敷１丁目１番14―301号
破産者　三宅英二郎
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２１６号
北九州市八幡西区折尾２丁目３番14号（デュエル折尾106号）
破産者　横尾　昇昌
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２３２号
北九州市小倉南区南方５丁目15番７号（Ｂ棟201）
破産者　園田　　聡
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２４２号
北九州市小倉北区三萩野１丁目９番９―403号
破産者　マニアモードことｌ’ｍ　ｎｏｔ　Ｔｈｅｒｅこと　高柳　幸雄
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６号
長崎県対馬市厳原町久田583番地16
破産者　内山　義幸
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
大分県中津市山国町守実336番地４
破産者　池田　紀子
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第９７号
千葉県山武郡九十九里町片貝6539　なめかたアパート201号、前住所茨城県かすみがうら市稲吉東５丁目４番７号
破産者　**徳**田　建次
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２号
茨城県稲敷郡美浦村大字信太2876番地８、住民票上の住所茨城県稲敷郡美浦村大字興津690番地２
破産者　中泉　誠二
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第５４号
山梨県中央市臼井阿原1029、開始決定時の住所山梨県甲府市宮原町892番地５
破産者　小林　芳敏
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
青森県弘前市大字駒越字村元43番地５
破産者　高村　　謙
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第６１号
青森県弘前市大字田園４丁目12番地12、開始決定時の住所青森県弘前市大字宮川３丁目２番地４　２Ｆ
破産者　工藤　慎也
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第９３１号
埼玉県秩父市下影森845番地３
破産者　高橋　克之
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５０号
大阪府岸和田市八阪町３丁目４番３号フォーレス下松Ａ―101
破産者　黒木出版社こと　黒木　幹夫
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
堺市西区鳳中町８丁280番地１フロレアールコトブキ401号、前住所大阪府高石市東羽衣７丁目５番５号
破産者　花田　吉弘
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
大阪府泉大津市昭和町３番27―207号
破産者　岡田　尚也
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係